

令和4年度

丹波篠山市スマートエネルギー導入補助金のご案内

気候変動の主な原因となる温室効果ガスの排出削減を最大限に推進しつつ、気候変動の影響による被害を防止及び軽減した持続可能な都市の実現を目的として、スマートエネルギー設備を導入する個人、自治会、法人その他市内で活動する団体に対し、補助金を交付します。

1 申請受付期間

令和4年4月12日（火）～令和5年3月10日（金）

2 補助金交付対象者

以下の要件を満たす方。

(1) 個人の場合

- ① 自ら居住する市内の住宅又は居住しようとする市内の新築住宅に補助対象設備を導入する方
- ② 補助金の請求時に、丹波篠山市の住民基本台帳に記録されている方
- ③ 補助金の申請時及び請求時に市税（国民健康保険税含む。）の滞納がない方

(2) 自治会等の団体の場合

集落の公民館等の活動拠点に補助対象設備を導入する自治会、まちづくり協議会又はこれらの派生団体として市長が認める団体

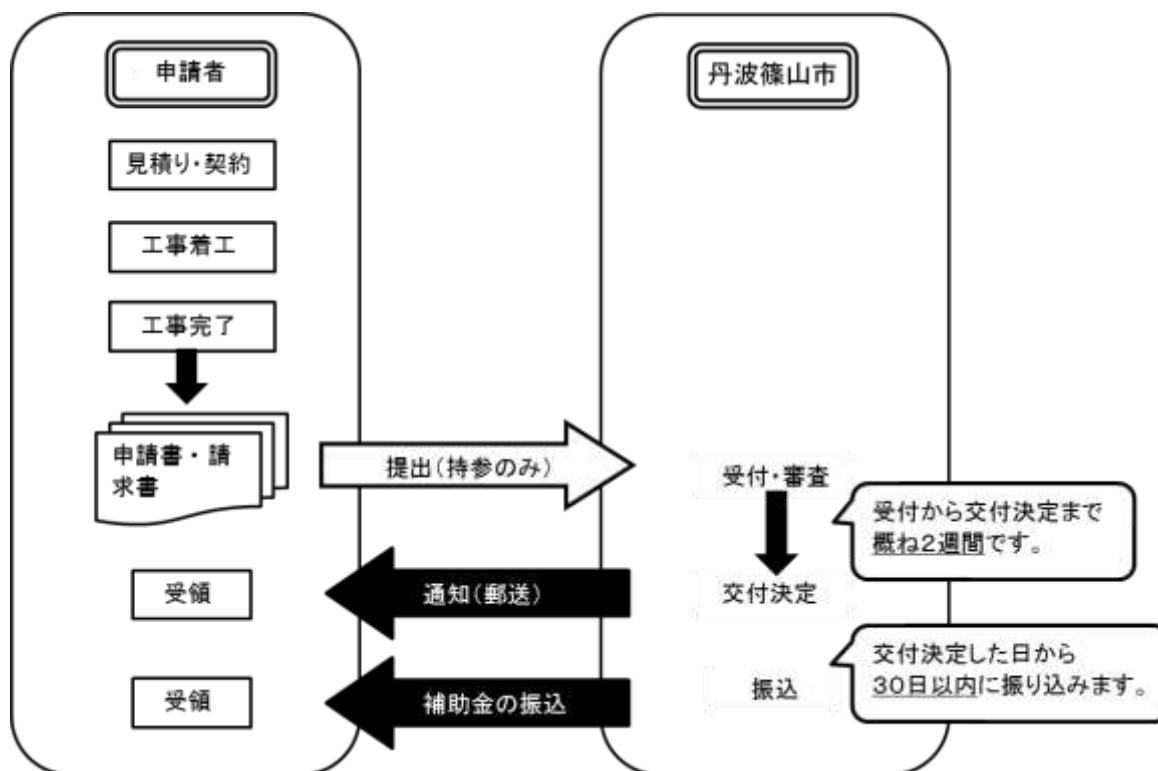
(3) 事業者の場合

- ① 自ら営業を営み、又は活動する市内の事業所に補助対象設備を導入する個人事業者又は法人
- ② 補助金の申請時及び請求時に市税の滞納がない者

※ 令和4年度内に工事完了される方が対象です。令和4年3月31日以前に契約し、4月1日以降に工事完了された方も対象となります。

※ 丹波篠山市産業活性化支援事業補助金（住宅リフォーム助成）の補助要件を満たすものは重複して補助を受けていただくことも可能です。

3 申請の流れ



4 補助対象項目、補助金額及び上限額

補助対象項目の設備	種類	補助金額	上限額
<u>太陽光発電システム</u>	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値が 1kW 以上 10kW 未満のもの	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方について 1kW 当たり 1 万円	5 万円
<u>蓄電池</u>	蓄電池容量 1kWh 以上の定置用のもので、太陽光発電システムが既に設置されている建物又は新たに設置される建物に導入されるもの	蓄電池容量 1kWh 当たり 1 万円	5 万円
<u>エコカー</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ E V 車 (電気自動車) ・ F C V 車 (燃料電池自動車) 	車両本体購入費・充電ケーブル設置費の 1/10	10 万円

※ 中古品、自作品は除きます。個人によるエコカーのリース導入は除きます。

※ 各補助対象項目の対象要件と必要書類は、P4～P6 をご参照ください。

5 申請方法

申請用紙等は、下記で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

上記書類をすべて揃えて、窓口まで直接ご提出ください。

不明な点は必ず事前にご相談ください。提出前にファックス等により書面の内容が確認できれば郵送でも対応しますが、受付は書類の原本が到着した時点となります。

6 申請先（問い合わせ先）

丹波篠山市 環境みらい部 農村環境課（本庁舎 2 階）

〒669-2397 丹波篠山市北新町 4 1

TEL：079-552-5013（平日 8:30～17:15）

FAX：079-552-0619

E-mail：kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp

NO. 2 蓄電池

対象要件	<p>再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムで、次の要件を全て満たすもの</p> <p>ア 蓄電池容量が1 kWh 以上の定置用のもの</p> <p>イ 一般社団法人環境共創イニシアチブの補助対象機器として認められたもの又はそれと同等以上の性能を有すると認められるもの</p> <p>ウ 太陽光発電システムが既に設置されている建物又は新たに設置される建物に導入されるもの</p> <p>エ 中古品・自作品・リース品でないもの</p>
補助対象経費	<p>①機器購入費</p> <p>ア 蓄電池部</p> <p>イ 電力変換装置</p> <p>②その他付属機器購入費（配管及び配線器具）</p> <p>③設置工事費</p>
必要書類	<p>①スマートエネルギー導入補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>②スマートエネルギー導入補助金交付請求書（様式第2号）</p> <p>③事業概要書（別紙2号）</p> <p>④見積書の写し（補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できるもの）</p> <p>⑤施工業者への支払が確認できる領収書及び領収金額明細書の写し（補助対象経費が確認できるもの）</p> <p>⑥保証書の写し</p> <p>⑦施工写真（製品型式が読み取れる写真、建物全景の写真、設置箇所の施工前、施工中、施工後の写真）</p> <p>⑧配線図（太陽光発電システムとの連携が確認できる書類）</p> <p>⑨蓄電池容量が分かるもの（カタログの写し等）</p> <p>⑩案内図（住宅地図等）</p> <p>⑪建物所有者同意書（書式2）※申請者以外の所有者がいる場合に限る。</p> <p>⑫共同名義人同意書（書式3）※申請者以外の名義人がいる場合に限る。</p> <p>⑬法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等事業者であることを証する書類の写し ※事業者の場合に限る。</p> <p>⑭当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書）※事業者の場合に限る。</p> <p>⑮その他市長が必要と認める書類</p>

備考

- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しは、販売証明書（書式1）により代替することができます。

NO. 3 エコカー

対象要件	<p>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車で、次に掲げるもの</p> <p>ア 電気自動車（電池によって駆動する電動機を原動機として搭載し、内燃機関を併用しない自動車）</p> <p>イ 燃料電池自動車（搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車）</p> <p>ウ 中古品・自作品でないもの ※ただし、リース品の導入については、丹波篠山市気候非常事態宣言に賛同した自治会等または事業者に限る</p>
補助対象経費	<p>①車両本体購入費</p> <p>②その他付属機器購入費（充電ケーブル）</p> <p>③設置工事費（充電用コンセント設置工事）</p>
必要書類	<p>①スマートエネルギー導入補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>②スマートエネルギー導入補助金交付請求書（様式第2号）</p> <p>③事業概要書（別紙3号）</p> <p>④見積書の写し（補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できるもの）</p> <p>⑤施工業者への支払が確認できる領収書及び領収金額明細書の写し（補助対象経費が確認できるもの）</p> <p>⑥保証書の写し</p> <p>⑦車検証の写し</p> <p>⑧充電コンセントに係る施工写真（建物全景の写真、設置箇所の施行前、施工中、施工後の写真）※補助対象経費に設置工事費を含めない場合は不要</p> <p>⑨案内図（住宅地図等）</p> <p>⑩法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等事業者であることを証する書類の写し ※事業者の場合に限る</p> <p>⑪当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書）※事業者の場合に限る。</p> <p>⑫自動車賃貸契約書の写し ※リースによる導入の場合に限る</p> <p>⑬貸与料金の算定根拠明細書（別紙4号） ※リースによる導入の場合に限る</p> <p>⑭その他市長が必要と認める書類</p>

備考

- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しは、販売証明書（書式1）により代替することができます。